

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南城市は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

南城市長

公表日

令和8年2月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>個人番号未登録である者を、住民基本台帳ネットワークシステム端末より、4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を基に住登外者の個人番号を取得し団体内統合宛名システムに入力する。</p> <p>過誤納金の還付に関して納税義務者から公金口座での還付金受取意思表示があった場合は、口座情報登録システムを介して口座登録・連携ファイル情報を取得</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込/滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 審査システム(eLTAX) 6. 国税連携システム(eLTAX) 7. 中間サーバー 8. 口座情報登録システム 9. 住民基本台帳ネットワークシステム 10. サービス検索・電子申請機能 11. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1 番号法第9条第1項 別表24の項に規定された事務 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供の根拠(1)番号法第19条第8号(2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項: 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 2 情報照会の根拠(1)番号法第19条第8号(2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの:48の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 総務部 総務課 行政係 電話:098-917-5378 FAX:098-917-5424 E-mail : soumu@city.nanjo.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 市民部 税務課 市民税係 電話:098-917-5328 FAX:098-917-5429 E-mail : zeimu@city.nanjo.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはなく、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	静脈認証により、システムへのアクセスが可能な職員が限定されている。 使用後にはログアウトし、他者が利用することができないように対策を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I-1.②	<p>当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報に以下の事務で取り扱う。</p> <p>個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、当市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>過誤納金の還付に関して納税義務者から公金口座での還付金受取意思表示があった場合は、口座情報登録システムを介して口座登録・連携ファイル情報を取得</p>	<p>当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報に以下の事務で取り扱う。</p> <p>個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>個人番号未登録である者を、住民基本台帳ネットワークシステム端末より、4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を基に住登外者の個人番号を取得し団体内統合宛名システムに入力する。</p> <p>過誤納金の還付に関して納税義務者から公金口座での還付金受取意思表示があった場合は、口座情報登録システムを介して口座登録・連携ファイル情報を取得</p>	事後	
令和7年10月1日	I-1.③	<ol style="list-style-type: none"> 住民税課税支援システム 住民税システム 収納消込/滞納管理システム 団体内統合宛名システム 審査システム(eLTAX) 国税連携システム(eLTAX) 中間サーバー 口座情報登録システム 	<ol style="list-style-type: none"> 住民税課税支援システム 住民税システム 収納消込/滞納管理システム 団体内統合宛名システム 審査システム(eLTAX) 国税連携システム(eLTAX) 中間サーバー 口座情報登録システム 住民基本台帳ネットワークシステム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム 	事後	
令和7年10月1日	I-3	<ol style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法第9条第3項 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> 別表第一省令第16条 	<ol style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表24の項に規定された事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条 	事後	
令和7年10月1日	I-4.②	<p>*番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報提供を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠)</p> <p>第1条第2号口、第2条第7号 第8号口 第11号口 第12号口 第13号口 第14号口 第15号口 第16号口 第17号口 第18号口 第19号口 第20号口 第21号口 第22号口 第23号口 第24号口 第25号口 第26号口 第27号口 第28号口 第29号口 第30号口 第31号口 第32号口 第33号口 第34号口 第35号口 第36号口 第37号口 第38号口 第39号口 第40号口 第41号口 第42号口 第43号口 第44号口 第45号口 第46号口 第47号口 第48号口 第49号口 第50号口 第51号口 第52号口 第53号口 第54号口 第55号口 第56号口 第57号口 第58号口 第59号口 第60号口 第61号口 第62号口 第63号口 第64号口 第65号口 第66号口 第67号口 第68号口 第69号口 第70号口 第71号口 第72号口 第73号口 第74号口 第75号口 第76号口 第77号口 第78号口 第79号口 第80号口 第81号口 第82号口 第83号口 第84号口 第85号口 第86号口 第87号口 第88号口 第89号口 第90号口 第91号口 第92号口 第93号口 第94号口 第95号口 第96号口 第97号口 第98号口 第99号口 第100号口 第101号口 第102号口 第103号口 第104号口 第105号口 第106号口 第107号口 第108号口 第109号口 第110号口 第111号口 第112号口 第113号口 第114号口 第115号口 第116号口 第117号口 第118号口 第119号口 第120号口 第121号口 第122号口 第123号口 第124号口 第125号口 第126号口 第127号口 第128号口 第129号口 第130号口 第131号口 第132号口 第133号口 第134号口 第135号口 第136号口 第137号口 第138号口 第139号口 第140号口 第141号口 第142号口 第143号口 第144号口 第145号口 第146号口 第147号口 第148号口 第149号口 第150号口 第151号口 第152号口 第153号口 第154号口 第155号口 第156号口 第157号口 第158号口 第159号口 第160号口 第161号口 第162号口 第163号口 第164号口 第165号口 第166号口 第167号口 第168号口 第169号口 第170号口 第171号口 第172号口 第173号口 第174号口 第175号口 第176号口 第177号口 第178号口 第179号口 第180号口 第181号口 第182号口 第183号口 第184号口 第185号口 第186号口 第187号口 第188号口 第189号口 第190号口 第191号口 第192号口 第193号口 第194号口 第195号口 第196号口 第197号口 第198号口 第199号口 第200号口 第201号口 第202号口 第203号口 第204号口 第205号口 第206号口 第207号口 第208号口 第209号口 第210号口 第211号口 第212号口 第213号口 第214号口 第215号口 第216号口 第217号口 第218号口 第219号口 第220号口 第221号口 第222号口 第223号口 第224号口 第225号口 第226号口 第227号口 第228号口 第229号口 第230号口 第231号口 第232号口 第233号口 第234号口 第235号口 第236号口 第237号口 第238号口 第239号口 第240号口 第241号口 第242号口 第243号口 第244号口 第245号口 第246号口 第247号口 第248号口 第249号口 第250号口 第251号口 第252号口 第253号口 第254号口 第255号口 第256号口 第257号口 第258号口 第259号口 第260号口 第261号口 第262号口 第263号口 第264号口 第265号口 第266号口 第267号口 第268号口 第269号口 第270号口 第271号口 第272号口 第273号口 第274号口 第275号口 第276号口 第277号口 第278号口 第279号口 第280号口 第281号口 第282号口 第283号口 第284号口 第285号口 第286号口 第287号口 第288号口 第289号口 第290号口 第291号口 第292号口 第293号口 第294号口 第295号口 第296号口 第297号口 第298号口 第299号口 第300号口 第301号口 第302号口 第303号口 第304号口 第305号口 第306号口 第307号口 第308号口 第309号口 第310号口 第311号口 第312号口 第313号口 第314号口 第315号口 第316号口 第317号口 第318号口 第319号口 第320号口 第321号口 第322号口 第323号口 第324号口 第325号口 第326号口 第327号口 第328号口 第329号口 第330号口 第331号口 第332号口 第333号口 第334号口 第335号口 第336号口 第337号口 第338号口 第339号口 第340号口 第341号口 第342号口 第343号口 第344号口 第345号口 第346号口 第347号口 第348号口 第349号口 第350号口 第351号口 第352号口 第353号口 第354号口 第355号口 第356号口 第357号口 第358号口 第359号口 第360号口 第361号口 第362号口 第363号口 第364号口 第365号口 第366号口 第367号口 第368号口 第369号口 第370号口 第371号口 第372号口 第373号口 第374号口 第375号口 第376号口 第377号口 第378号口 第379号口 第380号口 第381号口 第382号口 第383号口 第384号口 第385号口 第386号口 第387号口 第388号口 第389号口 第390号口 第391号口 第392号口 第393号口 第394号口 第395号口 第396号口 第397号口 第398号口 第399号口 第400号口 第401号口 第402号口 第403号口 第404号口 第405号口 第406号口 第407号口 第408号口 第409号口 第410号口 第411号口 第412号口 第413号口 第414号口 第415号口 第416号口 第417号口 第418号口 第419号口 第420号口 第421号口 第422号口 第423号口 第424号口 第425号口 第426号口 第427号口 第428号口 第429号口 第430号口 第431号口 第432号口 第433号口 第434号口 第435号口 第436号口 第437号口 第438号口 第439号口 第440号口 第441号口 第442号口 第443号口 第444号口 第445号口 第446号口 第447号口 第448号口 第449号口 第450号口 第451号口 第452号口 第453号口 第454号口 第455号口 第456号口 第457号口 第458号口 第459号口 第460号口 第461号口 第462号口 第463号口 第464号口 第465号口 第466号口 第467号口 第468号口 第469号口 第470号口 第471号口 第472号口 第473号口 第474号口 第475号口 第476号口 第477号口 第478号口 第479号口 第480号口 第481号口 第482号口 第483号口 第484号口 第485号口 第486号口 第487号口 第488号口 第489号口 第490号口 第491号口 第492号口 第493号口 第494号口 第495号口 第496号口 第497号口 第498号口 第499号口 第500号口 第501号口 第502号口 第503号口 第504号口 第505号口 第506号口 第507号口 第508号口 第509号口 第510号口 第511号口 第512号口 第513号口 第514号口 第515号口 第516号口 第517号口 第518号口 第519号口 第520号口 第521号口 第522号口 第523号口 第524号口 第525号口 第526号口 第527号口 第528号口 第529号口 第530号口 第531号口 第532号口 第533号口 第534号口 第535号口 第536号口 第537号口 第538号口 第539号口 第540号口 第541号口 第542号口 第543号口 第544号口 第545号口 第546号口 第547号口 第548号口 第549号口 第550号口 第551号口 第552号口 第553号口 第554号口 第555号口 第556号口 第557号口 第558号口 第559号口 第560号口 第561号口 第562号口 第563号口 第564号口 第565号口 第566号口 第567号口 第568号口 第569号口 第570号口 第571号口 第572号口 第573号口 第574号口 第575号口 第576号口 第577号口 第578号口 第579号口 第580号口 第581号口 第582号口 第583号口 第584号口 第585号口 第586号口 第587号口 第588号口 第589号口 第590号口 第591号口 第592号口 第593号口 第594号口 第595号口 第596号口 第597号口 第598号口 第599号口 第600号口 第601号口 第602号口 第603号口 第604号口 第605号口 第606号口 第607号口 第608号口 第609号口 第610号口 第611号口 第612号口 第613号口 第614号口 第615号口 第616号口 第617号口 第618号口 第619号口 第620号口 第621号口 第622号口 第623号口 第624号口 第625号口 第626号口 第627号口 第628号口 第629号口 第630号口 第631号口 第632号口 第633号口 第634号口 第635号口 第636号口 第637号口 第638号口 第639号口 第640号口 第641号口 第642号口 第643号口 第644号口 第645号口 第646号口 第647号口 第648号口 第649号口 第650号口 第651号口 第652号口 第653号口 第654号口 第655号口 第656号口 第657号口 第658号口 第659号口 第660号口 第661号口 第662号口 第663号口 第664号口 第665号口 第666号口 第667号口 第668号口 第669号口 第670号口 第671号口 第672号口 第673号口 第674号口 第675号口 第676号口 第677号口 第678号口 第679号口 第680号口 第681号口 第682号口 第683号口 第684号口 第685号口 第686号口 第687号口 第688号口 第689号口 第690号口 第691号口 第692号口 第693号口 第694号口 第695号口 第696号口 第697号口 第698号口 第699号口 第700号口 第701号口 第702号口 第703号口 第704号口 第705号口 第706号口 第707号口 第708号口 第709号口 第710号口 第711号口 第712号口 第713号口 第714号口 第715号口 第716号口 第717号口 第718号口 第719号口 第720号口 第721号口 第722号口 第723号口 第724号口 第725号口 第726号口 第727号口 第728号口 第729号口 第730号口 第731号口 第732号口 第733号口 第734号口 第735号口 第736号口 第737号口 第738号口 第739号口 第740号口 第741号口 第742号口 第743号口 第744号口 第745号口 第746号口 第747号口 第748号口 第749号口 第750号口 第751号口 第752号口 第753号口 第754号口 第755号口 第756号口 第757号口 第758号口 第759号口 第760号口 第761号口 第762号口 第763号口 第764号口 第765号口 第766号口 第767号口 第768号口 第769号口 第770号口 第771号口 第772号口 第773号口 第774号口 第775号口 第776号口 第777号口 第778号口 第779号口 第780号口 第781号口 第782号口 第783号口 第784号口 第785号口 第786号口 第787号口 第788号口 第789号口 第790号口 第791号口 第792号口 第793号口 第794号口 第795号口 第796号口 第797号口 第798号口 第799号口 第800号口 第801号口 第802号口 第803号口 第804号口 第805号口 第806号口 第807号口 第808号口 第809号口 第810号口 第811号口 第812号口 第813号口 第814号口 第815号口 第816号口 第817号口 第818号口 第819号口 第820号口 第821号口 第822号口 第823号口 第824号口 第825号口 第826号口 第827号口 第828号口 第829号口 第830号口 第831号口 第832号口 第833号口 第834号口 第835号口 第836号口 第837号口 第838号口 第839号口 第840号口 第841号口 第842号口 第843号口 第844号口 第845号口 第846号口 第847号口 第848号口 第849号口 第850号口 第851号口 第852号口 第853号口 第854号口 第855号口 第856号口 第857号口 第858号口 第859号口 第860号口 第861号口 第862号口 第863号口 第864号口 第865号口 第866号口 第867号口 第868号口 第869号口 第870号口 第871号口 第872号口 第873号口 第874号口 第875号口 第876号口 第877号口 第878号口 第879号口 第880号口 第881号口 第882号口 第883号口 第884号口 第885号口 第886号口 第887号口 第888号口 第889号口 第890号口 第891号口 第892号口 第893号口 第894号口 第895号口 第896号口 第897号口 第898号口 第899号口 第900号口 第901号口 第902号口 第903号口 第904号口 第905号口 第906号口 第907号口 第908号口 第909号口 第910号口 第911号口 第912号口 第913号口 第914号口 第915号口 第916号口 第917号口 第918号口 第919号口 第920号口 第921号口 第922号口 第923号口 第924号口 第925号口 第926号口 第927号口 第928号口 第929号口 第930号口 第931号口 第932号口 第933号口 第934号口 第935号口 第936号口 第937号口 第938号口 第939号口 第940号口 第941号口 第942号口 第943号口 第944号口 第945号口 第946号口 第947号口 第948号口 第949号口 第950号口 第951号口 第952号口 第953号口 第954号口 第955号口 第956号口 第957号口 第958号口 第959号口 第960号口 第961号口 第962号口 第963号口 第964号口 第965号口 第966号口 第967号口 第968号口 第969号口 第970号口 第971号口 第972号口 第973号口 第974号口 第975号口 第976号口 第977号口 第978号口 第979号口 第980号口 第981号口 第982号口 第983号口 第984号口 第985号口 第986号口 第987号口 第988号口 第989号口 第990号口 第991号口 第992号口 第993号口 第994号口 第995号口 第996号口 第997号口 第998号口 第999号口 第1000号口</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく根拠</p>	<ol style="list-style-type: none"> 情報提供の根拠(1)番号法第19条第8号(2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項:1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 情報照会の根拠(1)番号法第19条第8号(2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境税と税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの:48の項 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I-5①	総務部 税務課	市民部 税務課	事後	
令和7年10月1日	I-7	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 総務部 総務課 行政係 電話:098-917-5378 FAX:098-917-5424 E-mail: soumu@city.nanjo.okinawa.jp	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 総務部 総務課 行政係 電話:098-917-5378 FAX:098-917-5424 E-mail: soumu@city.nanjo.lg.jp	事後	
令和7年10月1日	I-8	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 総務部 税務課 市民税係 電話:098-917-5328 FAX:098-917-5429 E-mail: zeimu@city.nanjo.okinawa.jp	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 市民部 税務課 市民税係 電話:098-917-5328 FAX:098-917-5429 E-mail: zeimu@city.nanjo.lg.jp	事後	
令和7年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月26日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月26日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		様式変更による追加	事後	
令和7年10月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		様式変更による追加	事後	